

代議員選挙細則

2015(平成27)年10月01日施行
2021(令和3)年11月26日改定

第1条(総則)

- (1) 本細則は定款第17条および第18条第1項、第2項に基づき、代議員の選出を行うために、詳細を規定するものである。
- (2) 代議員の選出は、次条以下に定める代議員を選出するための選挙(以下、「代議員選挙」という)を通じてこれを行う。

第2条(選挙管理委員会)

- (1) 理事会は、代議員の中より選挙管理委員を指名する。
- (2) 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、定款並びに本細則を遵守し、代議員選挙を遂行する。なお、選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選とする。

第3条(選挙管理委員の任期)

選挙管理委員の任期は、定款第37条の規定を準用する。この場合において、同条中「理事」とあるのは「選挙管理委員」と読み替えるものとする。

第4条(選挙権並びに被選挙権)

- (1) 第9条に定める代議員を選出するための投票をすることができる権利(以下、「選挙権」という。)を有するもの(以下、「有権者」という。)は、代議員選挙を実施する事業年度(以下、「選挙実施年度」という。)の末日から6ヶ月前において正会員として本会に在籍している者とする。
- (2) 代議員に立候補をすることができる権利(以下、「被選挙権」という。)を有するものは、下記のいずれかに該当する者とする。なお、選挙権並びに被選挙権等の告示、投票については、会員登録データの発送先とする。
 - ① 選挙実施年度の年度末日である3月31日から6ヶ月前において正会員として本会に在籍している者、また、選挙実施年度の年度末日である3月31日の6ヶ月前において、満64歳未満の者
 - ② 全国の大学医学部あるいは医科大学の主任皮膚科学教授、もしくは同一施設内で皮膚免疫アレルギー学に造詣があり本学会参画に興味を有する者

第5条(代議員定数)

定款第17条に基づき、代議員定数は正会員のおおよそ10%程度とし、第6条1項に定める告示の前までに選挙管理委員会が代議員選挙ごとにこれを定める。

第6条(選挙の告示と有権者名簿)

- (1) 選挙管理委員会は、代議員選挙を実施するときは、当該代議員選挙の選挙実施年度の末日から3ヶ月以上前までに、当該代議員選挙をする旨を告示し、全有権者に周知する。
- (2) 選挙管理委員会は、代議員選挙を実施するときは、当該代議員選挙の選挙実施年度の末日から3ヶ月以上前までに、当該代議員選挙にかかる有権者の名簿(以下、「有権者名簿」という。)を作成のうえ告示し、全有権者に周知する。
有権者名簿に疑義があるものは、有権者名簿告示日より10日以内に書面にて選挙管理委員会に申し出るものとする。

第7条(立候補届と届け出の辞退)

- (1) 被選挙権を有し、代議員に立候補するもの(以下、「立候補者」という。)は、代議員就任にあたって所信表明を記した立候補届を選挙管理委員長宛に提出する。なお、立候補届の提出期間中であれば、これを辞退することが出来る。
- (2) 立候補届は必ず簡易書留、書留、レターパックプラスのいずれかによる郵送において行うものとする。なお、立候補者が立候補届の受理の確認をする場合は、日本郵政株式会社の追跡サービスを利用し、立候補者自身が確認を行なうものとする。

- (3) 立候補届は選挙管理委員会が定めた消印有効期日を遵守しなければならないが、消印有効期日を過ぎて提出された立候補届は、いかなる理由でも無効とする。
- (4) 選挙管理委員会は、立候補届の消印有効期日後、1週間以内に、定数に達したかどうかを確認し、理事長に報告を行う。
- (5) 立候補届の提出者数が定数に達しない場合は、立候補届の提出者を無投票当選として当選者とし、立候補届の提出者にその旨を通知する。
なお、立候補届の提出者数が定数に達しない場合は、理事長の判断において、定数に満つるまで理事会における推薦にて代議員を選出することができる。
- (6) 選挙管理委員会は、全国の大学医学部あるいは医科大学の主任皮膚科学教授、もしくは同一施設内で皮膚免疫アレルギー学に造詣があり本学会参画に興味を有する正会員に、立候補していただくよう働きかける。

第8条（投票）

- (1) 前条の立候補届の提出者数が定数を超える場合、選挙管理委員会は、投票に関する書類（以下、「投票用紙」という。）を全有権者に配布する。
- (2) 投票締切日を消印有効期日とし、投票用紙の発送日より2週間後とする。
- (3) 投票は郵便投票とし、選出しようとする者の氏名をあらかじめ選挙管理委員会が定めた投票用紙に立候補者の中から10名以内を記載し、選挙管理委員会が定めた消印有効期日までに本人が郵送しなければならない。
なお、投票用紙の受理の確認を希望する場合は、簡易書留・書留・レターパックプラスのいずれかの方法で郵送し、日本郵便株式会社の追跡サービスを利用し、投票者自身が確認を行なうものとする。
- (4) 投票者は選挙管理委員会が定めた消印有効期日を遵守しなければならないが、消印有効期日を過ぎて提出された投票用紙はいかなる理由でも無効票とする。
- (5) 次の投票はこれを無効とする。
 - 1) 本細則第8条第4項に違反するもの。
 - 2) 立候補者でない者の氏名を記載したもの。
 - 3) 所定の事項以外の内容を記載したもの。
 - 4) 氏名の記載が不明確なため、立候補者のいずれかの判定がつかないもの。
 - 5) その他、選挙管理委員会であきらかに疑義を有する投票と判断したもの。

第9条（開票）

- (1) 投票締切日である消印有効期日より7日間以内に選挙管理委員会が投票用紙の開票を行う。
- (2) 開票に際して、得票数の多い者より順次当選とし、得票数同数の場合は、選挙管理委員会による抽選のもと当選人を決定する。
- (3) 開票結果については、選挙管理委員長より理事長へ報告し、立候補者に結果の通知を行う。

第10条（当選）

第7条又は第9条に基づく当選者をもって、代議員に選出したものとする。